

清掃業務仕様書（堺市文化振興財団）

業務名	梅文化会館清掃業務
履行場所	堺市南区桃山台2丁1番2号 堺市立梅文化会館
履行期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
施設の概要	鉄筋コンクリート造 3階建
	敷地面積 5,593.53 m ²
	延床面積 4,269.46 m ²

§1 総則

I 基本的事項

1 清掃業務を実施するにあたっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、ビル管理衛生法、労働基準法、労働安全衛生法等を遵守し常に建築物等を衛生的管理すべくこの仕様書に従い忠実に履行しなければならない。

II 一般事項

1 清掃業務の範囲

- ① 家具、什器等（容易に移動が可能なものを除く）の移動は、特記がない限り別途とする。
- ② 次に掲げる場所は、特記がない限り省略できる。
ア家具、什器等（容易に移動が可能なものを除く）に接する部分。
イ高圧電気設備、高圧機械設備または運転中の動力部分等、清掃が極めて危険な部分。

2 清掃時間及び作業日

[清掃時間]

- ① 日常・点検・週間の清掃作業時間は、8時から13時までの間とし、集中して行う作業（各室の清掃）は、開館時間9時00分までに完了するものとする。
2名体制で5時間とするが、清掃作業基準表の清掃回数他仕様書を厳守する場合には限り、清掃作業従事者（以下、「清掃員」という。）の人数・時間拘束は行わない。
- ② 上記①において、特記がある時はそれを優先する。
- ③ 上記①の清掃時間の詳細については、公益財団法人堺市文化振興財団（以下、「財団」という。）の指定する監督員（以下、「監督員」という。）と協議の上決定する。

[作業日]

- ① 日常・点検・週間の作業日は、別紙の「梅文化会館カレンダー」に基づく開館日とする。
令和6年度は年間306日を予定。
- ② 定期清掃の作業月は5月・9月・1月とし、期日は監督員と調整の上決定するものとする。
- ③ 休館日等の変更、作業時間の変更など上記に規定する作業時間及び作業実施日に変更が生じた場合は、緊急等やむを得ない場合を除き、変更日の2週間前までに協議調整するものとする。
- ④ 地震・台風等自然災害に起因して通勤・帰宅が困難と予測される場合には、業務責任者が監督員に連絡し、対応を協議するものとする。
- ⑤ 財団事業または天災その他の事由によって1週間以上の長期休館となった場合は、休館期間の半分の日数を業務休止とする。休館期間の稼働日は監督者と現場責任者と協議の上決定するものとする。

3 清掃場所

- ① 「§2 場所別清掃方法」参照。

4 臨機の措置

- ① 臨時に新たな清掃が必要になったときは、その旨を業務責任者を通じて監督員に報告し指示を受ける。

5 業務責任者

- ① 業務責任者を選定し、財団の承認を得る。
- ② 業務責任者に異動があるときは、事前に連絡し財団の承認を得る。

- ③ 業務責任者は日常清掃、定期清掃の作業計画書、及び使用する資機材、衛生消耗品一覧を提出し、監督員の承認を得る。
- ④ 業務責任者は作業員名簿を提出し、作業員への作業指示書も併せて提出する。

6 清掃業務の監督

- ① 清掃業務始業前（年度当初）に、業務責任者は監督員の指示を受ける。

7 常時の巡回

- ① 業務責任者は清掃区域を常時巡回し仕様書に沿って業務が行われているか、又問題箇所がないかを監視し、適切な処置を行う。

8 清掃業務の検査

- ① 清掃業務終了後、業務責任者は監督員に業務報告書及び業務完了届を提出し検査を受ける。

9 清掃業務協議の出席

- ① 最低月に1回以上、財団の監督員及び検査員の開催する清掃業務協議に業務責任者は出席して指示、指導を受ける。又、業務改善を指摘された場合は業務改善対策の報告書を指定された期日までに提出しなければならない。

10 資機材

- ① 使用する資機材は品質良好、清潔かつ最適なものを使用し、清掃場所に応じたものを使用する。

11 衛生消耗品

- ① 使用する衛生消耗品は環境問題に配慮したものを使用する。
- ② ポリ袋は、透明又は白色半透明を使用する。

12 資機材の保管

- ① 使用する資機材及び衛生消耗品は、監督員より指示された場所に整理し保管する。

13 清掃業務に係る経費

- ① 清掃業務に係る資機材及び衛生消耗品は受託者の負担とする。
- ② 清掃業務上必要な電力、水道、ガスについては財団の負担とする。ただし、節電、節水等、省資源に努める。
- ③ 清掃員の使用する控室及び備品については、財団が指定してそれを貸与する。なお、財団貸与品以外の備品等の使用にあたっては監督員と協議する。

14 業務責任者及び作業員の服務

- ① 業務責任者は、仕様書に沿って業務が履行されるよう清掃作業書の作成、実施に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を負う。
- ② 業務責任者は業務中、火災及び盗難等事故が起こらないよう注意する。
- ③ 業務責任者を補佐する者は、業務責任者不在のときこれを代行する。ただし、その場合、業務責任者は予め監督員に補佐する者を指名し、承諾を得なければならない。
- ④ 業務責任者は常に所在をあきらかにし、連絡が取れるようにする。
- ⑤ 清掃業務に従事する者は、清楚かつ清潔な制服を着用し、胸には名札をつける。
- ⑥ 清掃業務中は言動に注意し、来庁者、財団職員、その他の者に不快感を与えない。
- ⑦ 清掃業務に従事する者は、会館内の広報以外の書類他情報の閲覧、複写等一切してはならない。什器の開閉、電子機器通電もしてはならない。
- ⑧ 清掃業務に従事する者は、業務上で知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。

15 その他の注意事項

- ① 清掃機材を使用するときは、取扱に注意し建築物、什器、備品等に傷をつけてはならない。傷をつけたときは業務責任者を通じて監督職員に報告し、洗剤、剥離剤、維持剤等で汚損したときは完全に除去する。
- ② 清掃業務中に会館等の破損箇所及び落書き発見したときは、速やかに会館長に連絡する。
- ③ 使用する資機材及び衛生消耗品以外のものを会館内に搬入しない。
- ④ 引火性の薬品や毒性の薬品を使用する場合は、事前に監督員に報告する。

- ⑤ 精密機器が設置されている場所は、機器の故障原因とならないよう十分注意する。
- ⑥ 人に危害を与える動物や不審物を発見したときは速やかに監督員に報告する。
- ⑦ 備え付けの衛生消耗品の残量に注意し、常に補充を行う。
- ⑧ この仕様書に記載のない事項の軽微な作業については、監督員と協議のうえ実施する。

Ⅲ用語

1 日常清掃

- ① 日常清掃とは、日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務。
- ② 1日1回の作業は午前中に1回以上行う。
- ③ 清掃時間帯については、別途監督員の指示を受ける。

2 週間清掃

- ① 週間清掃とは、週単位等の比較的短い周期で日常的に行う清掃業務。

3 定期清掃

- ① 定期清掃とは、月単位、年単位等の長い周期で定期的に行う清掃業務。

4 臨時清掃

- ① 予定外の行事や突発的な事情が生じて、通常の作業の流れを中断して臨機のクリーニングを行う業務。日常清掃、週間清掃、定期清掃に含まない別途契約の清掃業務。

5 点検清掃

- ① 日常清掃において、清掃対象地域を定期的に巡回し汚れている箇所の清掃、衛生消耗品の補充等、適宜必要に応じた作業を行うこと。

6 衛生消耗品

- ① 衛生消耗品とは、トイレットペーパー（古紙100%）、水石鹼、消臭剤等をいう。

7 資機材

- ① 資材とは洗剤、床維持剤、タオル、たわし等消耗品的なもの。
- ② 機材とは床磨き機、真空掃除機、自動床洗浄機、カーペット洗浄機、モップ等耐久材的なもの。

8 床材

- ① 弾性床材とは塩化ビニル系、リノリウム系、ゴム（ラバー）系、アスファルト系、プラスチック系塗り。
- ② 石材床とは天然石材系、人造石材系。
- ③ 陶磁器床材とはタイル系。
- ④ コンクリート床材とはコンクリート・モルタル系。
- ⑤ 木質床材とは硬木系、コルク系。
- ⑥ カーペット床材とは、カーペット系、カーペットタイル系。
- ⑦ 畳とは、い草及びビニルで編まれたもの。

Ⅳ建物内部の清掃（床材別）

1 床の清掃（日常清掃）

1-1 弾性床材

- ① 自在箒または真空掃除機で除塵する。
- ② ダストモップで除塵する。ただし、油剤を含んだモップは油が床面に付着するので避けた方がよい。もし油剤を含んだモップを使用した場合は、10日に1回ぐらいの割合で、洗剤を用いて床を全面的に拭きあげ、床に付着した油を除去する必要がある。
- ③ モップで水拭きまたは洗剤拭きする。以上のいずれかの方法によるか、またはそれらの方法を併用して行う。

1-2 石材系床材

- ① 自在箒または真空掃除機で除塵する。
- ② ダストモップで除塵する。ただし、油剤を含んだモップは避けるようにする
- ③ 湿ったおがくずを撒き、それをフロアブラシで押す。

- ④ モップで水拭きまたは洗剤拭きする。
以上のいずれかの方法によるか、またはそれらの方法を併用して行う。

1-3 陶磁器系床材

- ① 自在箒または真空掃除機で除塵する。
- ② ダストモップで除塵する。ただし、油剤を含んだモップは避けるようにする。
- ③ 湿ったおがくずを撒き、それをフロアブラシで押す。
- ④ モップで水拭きまたは洗剤拭きする。
以上のいずれかの方法によるか、またはそれらの方法を併用して行う。

1-4 コンクリート系床材

- ① 自在箒または真空掃除機で除塵する。
- ② ダストモップで除塵する。ただし、油剤を含んだモップは避けるようにする。
- ③ 湿ったおがくずを撒き、それをフロアブラシで押す。
- ④ モップで水拭きまたは洗剤拭きする。
以上のいずれかの方法によるか、またはそれらの方法を併用して行う。

1-5 木質系床材

- ① 自在箒または真空掃除機で除塵する。
- ② 油剤を含まないダストモップで除塵する。
- ③ 固く絞ったモップで水拭きする。ただし表面処理されている場合は問題ないが、表面処理されていない場合は水分の量に細心の注意が必要である。
以上のいずれかの方法によるか、またはそれらの方法を併用して行う。

1-6 カーペット床材

- ① 表面の目につくごみはカーペットスーパードで回収する。カーペットスーパードで除去できない乾性の汚れ（繊維くず・紙くず・土砂等）に対しては真空掃除機を用いる。
- ② カーペットにしみがあつた場合は、洗剤をしみに作用させ、タオルの上をブラシで押さえて、タオルにしみを付着させて除去する。残留した洗剤は、タオル・スポンジ・ペーパーなどを用いて吸い取る。
- ③ カーペットに煙草の焼け焦げ・ほつれなどがあつた場合は、カッター・ハサミを用いて、パイルの目に沿ってその範囲をできるだけ小さくカットし、パイルに傷をつけないように注意をはらつた上で、接着剤でその部分を固定する。

1-7 畳

- ① 真空掃除機で除塵する。

2 床の清掃（日常清掃に伴う中間の清掃）

2-1 弾性床材

- ① 汚れが目につく箇所は、適宜スプレーバフ（床維持材剤は2倍希釈以上がよい）を行うか、またはスプレークリーニング（洗剤はごく薄く希釈する）を行う。

2-2 石材系床材

- ① ブラックマーク・ヒールマーク・固着物などの付着物は適宜除去する。

2-3 陶磁器系床材

- ① ブラックマーク・ヒールマーク・固着物などの付着物は適宜除去する。

2-4 コンクリート系床材

- ① ブラックマーク・ヒールマーク・固着物などの付着物は適宜除去する。

2-5 木質系床材

- ① 表面処理された床で汚れがあつた場合は、薄い洗浄液で拭く。
- ② 表面処理された床で光沢がかなりおちた場合は、バフをする。

2-6 カーペット床材

- ① 特に汚れが目につく箇所は、適宜スポットクリーニングを行う。

2-7 畳

- ① 真空掃除機で除塵する。
- ② 雑巾で水拭きする。

3 床の清掃（定期清掃）

3-1 弾性床材

- ①-① 物品を移動する。
ア 洗浄する場所にある物品のうち、移動できる物に限り室外に移動し作業を行いやすいようにする。
- ①-② 床を掃く。

ア自在箒または真空掃除機で床面のごみを掃き取る。

①－③ 洗剤液を塗布する。

ア洗剤液が幅木・壁面・什器備品などに付着しないように注意して、専用モップで洗剤液を塗布する。なお、剥離洗浄のときはこの工程で剥離剤を塗布する。

①－④ 床を洗浄する。

ア洗剤液が乾かないうちに床みがき機で床を洗浄する。

①－⑤ 汚水を取る。

ア洗剤液が乾かないうちに、フロアスクイジーまたは湿式真空掃除機で汚水を取る。

イ幅木・壁面・什器備品等に汚水が飛散したとき、直ちにタオル等で拭き取る。

①－⑥ 水拭きする。

ア汚水除去後直ちに、水モップで概ね3回ぐらい拭きあげる。なお、剥離洗浄の場合は、中和剤で中和する。

①－⑦ 床を乾燥する

ア拭き終わったら床を十分に乾燥する。

①－⑧ 床維持材を塗布する。

ア専用モップで、床維持材を格子塗りにて塗布する。

イ1回目に塗布した床維持材が完全に乾燥してから2回目を塗る。

以下同様にする。

①－⑨ 床面を乾燥する。

ア塗り終わったら塗膜を十分に乾燥する。

①－⑩ 物品を元の位置に戻す。

ア作業前に移動した物品を元の位置に戻す。

なお、①－③及び①－④については、自動床洗浄機で行ってもよい。また、剥離洗浄については、キズや汚れが塗装表面だけでなく床面にまで深く入り込んでしまった場合行わなければならない。(年1回以上)

以上であるが、次のことに注意をはらわねばならない。

(1) リノリウム系

a 材質に適する床維持材(半樹脂ワックスが適してる)を選択する。

なお、使用する床維持材はJIS K-3920の試験方法に準じた試験方法を行った場合に、対摩耗性、対ブラックヒールマーク性、対スカップマーク性、対レベリング性において特に優れた性能評価が実証されている物を使用しなければならない。

b 床維持材に反応して粉化現象を起こしやすい材質なので、湿度の高いときの塗布は避ける。

(2) ゴム(ラバー)系

a 強アルカリ性の洗剤を用いると変色するので注意する。

b アルカリと反応して粉化現象を起こしやすいので十分に水拭きする。

c 洗浄には原則として赤パッドを用いる。

d 床維持材の厚塗は避け、2層塗り以上する。

e 剥離洗浄する場合は、剥離剤の希釈倍率に注意する。

(3) アスファルト系

a 洗浄してときは、十分な水拭きを行う。

b 洗浄したときは、湿式真空掃除機で汚水を回収する。

c 水性ワックスを用いる。

3-2 石材系床材

床の洗浄は、弾性床材と原則的には同じだが、次のことに注意をはらわなければならない。

a パットによる洗浄のほか、ブラシ洗浄の併用。

b 材質により、おがくずによる洗浄方法を行う。

c 目的のセメントモルタルは、酸やアルカリの影響を受けやすいので注意する。

d 花崗岩は弱酸には耐えるが、大理石・テラゾは極めて酸に弱いので注意する。

e 洗浄後、原則的に特に床維持剤による仕上げは必要としないが、状況により塗布する。

- f 油じみがある場合、溶剤入り洗剤と珪藻土を練り合わせペースト状のものを塗り付け、乾いた後でこすり落とす。

3-3 陶磁器系床材

床の洗浄は、弾性床材や石材系床材と原則的には同じだが、次のことに注意をらわねばならない。

- a パッドによる洗浄のほか、ブラシ洗浄の併用。
- b 建材そのものは、耐酸・耐アルカリ性であるが、モルタル目地を（強酸強アルカリ）で傷めないよう注意する。
- c 洗浄後、原則的に特に床維持材による仕上げは必要としないが状況により塗布する。

3-4 コンクリート系床材

床の洗浄は、石材系床材や陶磁器系床材に準じて行う。

3-5 木質系床材

（シールされた床）

- ⑤-① 物品を移動する。
ア 邪魔なものをできるだけ室外に移動する。
- ⑤-② 床を洗浄する。
ア 溶剤（原液）を含ませたおがくずを床に撒き、床みがき機にブラシを装着して洗浄する。
- ⑤-③ 床を掃く。
ア 自在箒で床面のおがくずを掃き取る。
- ⑤-④ 床面を乾燥する。
ア おがくずを掃き取り後、床面を十分に乾燥する。
- ⑤-⑤ 床維持材を塗布する。
ア 専用モップで、床維持材を格子塗りにて塗布する。
イ 1回目に塗布した床維持材が完全に乾燥してから2回目を塗る。
2回目まで塗布する。
- ⑤-⑥ 床面を乾燥する。
ア 塗り終わったら塗膜を十分に乾燥する。
- ⑤-⑦ 床面をみがく。
ア 乾燥後、バフして仕上げる。
- ⑤-⑧ 物品を元の位置に戻す。
ア 作業前に移動した物品を元の位置に戻す。
なお、⑤-②から⑤-⑦については、『洗剤を薄く希釈し、これを少量、小範囲に塗布し、すばやく洗浄し、汚水を拭き取り、乾燥後乳化性または樹脂性床維持材を塗布（2回まで）して仕上げる』に代えることができる。また、特にウレタン塗装された床を洗浄する場合は、洗浄液に浸した綿パッドを固く絞り、これを床みがき機に装着し洗浄し、仕上げ拭きの後、床を乾燥し樹脂系床維持剤を塗布（1回）して仕上げる。スプレーを用いてもよい。
以上であるが、次のことに注意をはらわねばならない。

（1）コルク系

- a 表面が目止めされていないものは、汚れが内部に入らないうちにウレタン塗料や、樹脂系の目止め剤等で目止めを行う。
- b ワックスの塗布は、3回ぐらいまでとし、重ね塗りしない。
- c 洗浄するときは、できるだけ研磨力の少ないパッドを使用し常に樹脂被膜が残るようにする。

3-6 カーペット床材

- ⑥-① 物品を移動する。
ア 邪魔なものをできるだけ室外に移動する。
- ⑥-② カーペットの洗浄。
ア カーペットの材質及び汚れの程度により、スクラバー方式、ローラーブラシ方式、エクストラクター方式、スチーム洗浄方式、パウダー方式、バフingパッド方式、のいずれかの方式を選択して行う。
- ⑥-③ 物品を元の位置に戻す。
ア 作業前に移動した物品を元の位置に戻す。

3-7 畳

- ⑦-① 物品を移動する。
ア 洗浄する場所にある物品のうち、じゃまになるものをできるだけ室外

に移動する。

- ⑦－②床の除塵。
ア．真空掃除機で除塵する。
- ⑦－③床の洗浄
ア．中性洗剤を含ませた雑巾で拭く。
- ⑦－④床の水拭き
ア．雑巾で水拭きする。
- ⑦－⑤物品を元の位置に戻す。
ア．作業前に移動した物品を元の位置に戻す。

V 建物内部の清掃（床以外）

1 壁

- ①（部分拭き）汚れた部分を水または専用洗剤を用いて拭く。
- ②（除塵）羽毛はたきまたは静電気除塵具等で除塵する。
- ③（部分洗浄）固定した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗浄する。

2 扉ガラス

- ①（部分拭き）汚れが目立つ部分をタオルで水拭きまたは乾拭きする。
- ②（全面洗浄）ガラス全面に水及び専用洗剤を塗り、窓用スクイージーで汚れを取る

3 扉

- ①（部分拭き）汚れた部分を、水または専用洗剤を用いて拭く。
- ②（部分洗浄）固着した部分的汚れを、専用洗剤等を用いて洗浄する。

4 照明器具

- ①（拭き）洗剤（中性あるいは弱アルカリ性）を用いて、管球、反射板やカバーを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は溶剤で拭き取り、水拭きする。

5 空気調和機の吹出口及び吸込口

- ①（洗浄）吹出口、吸込口下の床面を養生し、吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。さらに、吹出口、吸込口及びその周辺の汚れを中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。

6 ブラインド

- ①（拭き）中性洗剤を用いて、羽根等を拭きあげる。

7 フロアマット

- ①（除塵）真空掃除機で吸塵する。
- ②（洗浄）洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。洗剤を用いる場合はよくすすいだ後、十分に乾燥させる。

8 什器備品

- ①（除塵）タオル、ダストクロス等で埃を取る。
- ②（拭き）タオルで水拭きする。

9 灰皿

- ①（吸い殻処理）吸い殻を収集し、灰皿を拭く。

10 ゴミ箱

- ①（ゴミ処理）ゴミを収集し、容器を拭く。

11 金属部分

- ①（除塵）タオル、ダストクロス等で埃を取る。
- ②（磨き）専用洗剤を用い、汚れを除去し、洗剤分を十分に拭き取った後、乾いた布で磨く。

12 窓台

- ①（除塵）タオル、ダストクロス等で埃を取る。
- ②（拭き）タオルで水拭きまたは洗剤拭きする。

13 スイッチ周り

- ①（拭き）固く絞ったタオルで水拭きまたは洗剤拭きする。

14 公衆電話（台も含む）

- ①（拭き）タオルで水拭きまたは洗剤拭きする。

15 消火器及び消火栓

- ①（除塵）タオル、ダストクロス等で埃を取る。

16 掲示板、パンフレットスタンド

- ①（除塵）タオル、ダストクロス等で埃を取る。

17 記載台

- ①（拭き）固く絞ったタオルで水拭きする。

18 フラワーポット

- ①（水やり）フラワーポットの土が乾燥しないよう水やりする。
- 19傘袋スタンド
 - ①（設置）雨天時、傘袋スタンドをタオル、ダストクロス等で埃を取り玄関に設置する。
- 20大便器
 - ①（洗浄）棒たわしまたはスポンジを用い、専用洗剤で洗浄し、洗浄後はよく洗い流し、周囲はスポンジまたはタオルで拭く。
- 21小便器
 - ①（洗浄）棒たわしまたはスポンジを用い、専用洗剤で目皿や内側の隠れた両サイドの尿石を除去しながら洗浄し、あとはよく水を流す。周囲はスポンジまたはタオルで拭く。
- 22へだて
 - ①（部分洗浄）汚れた部分を、専用洗剤を用いて洗浄する。
- 23洗面台
 - ①（拭き）スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。
- 24鏡
 - ①（拭き）乾拭きして仕上げる。
- 25汚物容器
 - ①（汚物処理）内容物を処理し、容器を洗浄する。
- 26水出しハンドル
 - ①（洗浄）洗剤を用いて、スポンジまたはタオルで洗浄し、水で拭きあげた後、乾いたタオルで仕上げる。
- 27衛生消耗品
 - ①（補充）トイレットペーパー、水せっけん、消臭剤等の消耗品を頻繁に補給する。
- 28流し台
 - ①（洗浄）中性洗剤を用いてスポンジで丁寧に洗浄する。
- 29厨芥容器
 - ①（厨芥処理）厨芥を処理し、容器を中性洗剤で洗浄する。
- 30換気扇
 - ①（洗浄）中性洗剤で洗浄し、水拭きして仕上げる。
- 31湯沸器
 - ①（拭き）タオルで水拭きする。
- 32手すり
 - ①（拭き）タオルで水拭きする。
 - ②（洗浄）汚れた部分を洗剤で洗浄し、水拭きする。
- 33椅子
 - ①（拭き）タオルで水拭きまたは洗剤拭きする。
- 34窓ガラス
 - ①（部分拭き）汚れの目立つ部分をタオルで水拭きした後、乾拭きする。
 - ②（全面洗浄）ガラス全面に水及び専用洗剤を塗り、窓用スクイージーで汚れを取る。
- 35ガラス扉
 - ①（部分拭き）汚れの目立つ部分をタオルで水拭きまたは乾拭きする。
 - ②（全面洗浄）ガラス全面に水及び専用洗剤を塗り、窓用スクイージーで汚れを取る。

VI 建物周辺の清掃（日常清掃）

- 1 玄関周り
 - ①（除塵）自在箒で塵芥を集める。
 - ②（洗浄）水を撒きデッキブラシで洗浄する。
- 2 犬走り
 - ①（拾い掃き）巡回して粗ごみを拾う。
- 3 構内通路
 - ①（拾い掃き）巡回して粗ごみを拾う。
- 4 駐車場
 - ①（拾い掃き）巡回して粗ごみを拾う。
- 5 屋上
 - ①（拾い掃き）巡回して粗ごみを拾う。
- 6 塵芥置場
 - ①（除塵）自在箒で塵芥を集める。
 - ②（洗浄）生ごみ等の臭気が残らないよう水を撒きデッキブラシで洗浄する。

7 植込

- ① (拾い掃き) 巡回して粗ごみを拾う。

VII ごみ処理

1 運搬

- ①各場所で集められたごみを区別(リサイクルできる紙類・リサイクルできない紙類・シ
ュレッター紙・プラスチックごみ・一般ごみ)して集積所まで運搬する。
また、ビン・カン・ペットボトルを区別し業者に渡す。

2 処理

- ①生ごみの種類ごとに分別し、分別されたごみを適量な分量にごみ詰めする。
②生ごみ等については、できるだけ臭気を外に逃がさないようにする。

VIII 建物外部の清掃

1 窓ガラス及びガラス扉

① (洗浄)

- a. ガラス面に適性に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラスス
クイージーで汚水を切る。
b. ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。

2 アルミ製外部建具

① (洗浄)

- a. 刷毛又は、真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。
b. 中性洗剤を用いて汚れを除去して汚水を拭き取る。
c. 水拭きを行い、乾拭きして仕上げる。

3 外壁 (アルミ・タイル・石張り・コンクリート)

① (洗浄)

- a. 中性洗剤を用いて汚れを除去する。
b. 水拭きを行い、乾拭きして仕上げる。
c. エフロレッセンスや錆汁が発生している場合は、専用剤で処理後水洗いす
る。

IX 臨時清掃

作 業 対 象	作 業 項 目 及 び 作 業 内 容
1 照明器具	拭き Vの作業内容参照 (別途契約)
2 空気調和機の吹出口及び吸込口	拭き //
3 ブラインド	拭き //
4 換気扇	洗浄 //

§ 2 場所別清掃方法

I 日常清掃 (建物内部の清掃) * 週間清掃も以下に準ずる *

1 玄関ホール [1階北側・南側、2階北側]、2階風除室

作 業 対 象		作 業 項 目 及 び 作 業 内 容	
床 の 清 掃	ア. 弾性床材	IVの1-1及び、IVの2-1による。	
	イ. 陶磁器系床材	IVの1-3及び、IVの2-3による。	
床 以	ア. 壁	部分拭き 除塵 部分洗浄	Vの作業内容参照
	イ. ガラス扉	部分拭き 全面洗浄 (適宜)	//
	ウ. 扉	部分拭き 部分洗浄	//
	エ. フロアマット	除塵 洗浄	//
	オ. 什器備品	除塵 拭き	//
	カ. 灰皿	吸い殻処理	//

外の清掃	キ. ごみ箱	ごみ処理	//
	ク. 金属部分	除塵 磨き	//
	ケ. 窓台	除塵 拭き	//
	コ. スイッチ周り	拭き	//
	サ. 公衆電話	拭き	//
	シ. 消火器及び消火栓	除塵	//
	ス. 掲示板・パンフレットスタンド	除塵	//
	セ. 傘袋スタンド	設置	//
	ソ. 椅子	拭き	//
	タ. その他	自動ドアの溝の掃除 雨天時の床のモップ拭き	

2 事務室、図書室、和室1・2、警備員室

作業対象		作業項目及び作業内容	
床の清掃	ア. 弾性床材	IVの1-1及び、IVの2-1による。	
	イ. カーペット床材	IVの1-6及び、IVの2-6による。	
	ウ. 畳	IVの1-7及び、IVの2-7による。	
	エ. 木質系床材	IVの1-5及び、IVの2-5による。	
床以外の清掃	ア. 壁	部分拭き 除塵 部分洗浄	Vの作業内容参照
	イ. ガラス扉	部分拭き 全面洗浄（適宜）	//
	ウ. 扉	部分拭き 部分洗浄	//
	エ. 什器備品	除塵 拭き	//
	オ. 灰皿	吸い殻処理	//
	カ. ごみ箱	ごみ処理	//
	キ. 金属部分	除塵 磨き	//
	ク. 窓台	除塵 拭き	//
	ケ. スイッチ周り	拭き	//
コ. 掲示板・パンフレットスタンド	除塵	//	
サ. その他	電子機器には触れない		

3 研修室、陶芸室、料理室、第1・第2会議室、第1・第2・第3・第4講座室、音楽室、視聴覚室

作業対象		作業項目及び作業内容	
床の清掃	ア. 弾性床材	IVの1-1及び、IVの2-1による。	
	イ. カーペット床材	IVの1-6及び、IVの2-6による。	
床以外の清掃	ア. 壁	部分拭き 除塵 部分洗浄	Vの作業内容参照
	イ. ガラス扉	部分拭き 全面洗浄（適宜）	//
	ウ. 扉	部分拭き 部分洗浄	//
	エ. 什器備品	除塵 拭き	//
	オ. ごみ箱	ごみ処理	//
	カ. 金属部分	除塵 磨き	//
	キ. 窓台	除塵 拭き	//
	ク. スイッチ周り	拭き	//
	ケ. 掲示板・パンフレットスタンド	除塵	//
コ. その他	電子機器には触れない		

4 (1階)廊下、階段、(2階)廊下、階段、(3階)廊下、音楽室・視聴覚室前通路、(ホール)廊下、階段

作業対象		作業項目及び作業内容	
床の清掃	ア. 弾性床材（階段他）	IVの1-1及び、IVの2-1による。	
	イ. 陶磁器系床材(1階廊下)	IVの1-3及び、IVの2-3による。	
	ウ. カーペット床材 (3階廊下一部)	IVの1-6及び、IVの2-6による。	

床以外の清掃	ア. 壁	部分拭き 除塵 部分洗淨	Vの作業内容参照
	イ. ガラス扉	部分拭き	//
	ウ. 扉	部分拭き 部分洗淨	//
	エ. フロアマット	除塵 洗淨	//
	オ. 什器備品	除塵 拭き	//
	カ. 灰皿	吸い殻処理	//
	キ. ごみ箱	ごみ処理	//
	ク. 金属部分	除塵 磨き	//
	ケ. 窓台	除塵 拭き	//
	コ. スイッチ周り	拭き	//
	サ. 公衆電話	拭き	//
	シ. 消火器及び消火栓	除塵	//
	ス. 掲示板・パンフレットスタンド	除塵	//
	セ. フラワーポット	水やり	//
	ソ. 椅子	拭き	//
	タ. 手すり	拭き 洗淨	//
チ. 窓ガラス	部分拭き		
ツ. その他	階段のノンスリップの清掃		

5 エレベーターホール（エレベーター）

作業対象		作業項目及び作業内容	
床の清掃	ア. 弾性床材 [2・3階]	IVの1-1及び、IVの2-1による。	
	イ. 陶磁器系床材 [1階]	IVの1-3及び、IVの2-3による。	
床以外の清掃	ア. 壁	部分拭き 除塵 部分洗淨	Vの作業内容参照
	イ. 扉	部分拭き 部分洗淨	//
	ウ. フロアマット	除塵	//
	エ. 灰皿	吸い殻処理	//
	オ. ごみ箱	ごみ処理	//
	カ. 金属部分	除塵 磨き	//
	キ. 手すり	拭き 洗淨	//
	ク. その他	操作盤を固く絞ったタオルで水拭き 扉レールのごみを箒で除塵 扉の開閉に注意し、停止中または待機中に作業する	

6 湯沸し室（1～3階及びホール）

作業対象		作業項目及び作業内容	
床の清掃	ア. 弾性床材	IVの1-1及び、IVの2-1による。	
床以外の清掃	ア. 壁	部分拭き 除塵 部分洗淨	Vの作業内容参照
	イ. 扉	部分拭き 部分洗淨	//
	ウ. フロアマット	除塵	//
	エ. 什器備品	除塵 拭き	//
	オ. ごみ箱	ごみ処理	//
	カ. 金属部分	除塵 磨き	//
	キ. 灰皿	吸い殻処理	//
	ク. スイッチ周り	拭き	//
	ケ. 水出しハンドル	洗淨	//
	コ. 流し台	洗淨	//
	サ. 厨芥容器	厨芥処理	//
	シ. 湯沸器	拭き	//
	ス. その他	床面で滑らないように適宜乾いたモップで拭く	

7 [1～3階]男・女便所（身障者用含む）、ホール男・女便所（身障者用含む）及び楽屋男・女便所・シャワー室

作 業 対 象		作 業 項 目 及 び 作 業 内 容	
床の清掃	ア. 陶磁器系床材	IVの1-3及び、IVの2-3による。	
床以外の清掃	ア. 壁 イ. 扉 ウ. 金属部分 エ. スイッチ周り オ. 大便器 カ. 小便器 キ. へだて ク. 洗面台 ケ. 鏡 コ. 汚物容器 サ. 水出しハンドル シ. 衛生消耗品 ス. その他	部分拭き 除塵 部分洗浄 部分拭き 部分洗浄 除塵 磨き 拭き 洗浄 洗浄 部分洗浄 拭き 拭き 汚物処理 洗浄 補充 便所・洗面所の資機材は他のものと区別して専用のものを用いる 作業時、ゴム・ビニール手袋を着用する。	Vの作業内容参照 // // // // // // // // // // //

8 文化会館[ビロティ・ホワイエ(1階・2階)・ホール客室前室(1階・2階)、ホール客席、楽屋(和・洋)]

作 業 対 象		作 業 項 目 及 び 作 業 内 容	
床の清掃	ア. 弾性床材 イ. 陶磁器系床材 ウ. カーペット床材 エ. 畳	IVの1-1及び、IVの2-1による。 IVの1-3及び、IVの2-3による。 IVの1-6及び、IVの2-6による。 IVの1-7及び、IVの2-7による。	
床以外の清掃	ア. 壁 イ. ガラス扉 ウ. フロアマット エ. 什器 オ. 金属部分 カ. スイッチ周り キ. 洗面台 ク. 鏡 ケ. 汚物容器 コ. 水出しハンドル サ. その他	部分拭き 除塵 部分洗浄 部分拭き 全面洗浄 除塵 洗浄 除塵 拭き 除塵 磨き 拭き 拭き 拭き 汚物処理 洗浄 シャワー器を中性洗剤で洗浄する 側溝を洗浄し、ごみを処理する。	Vの作業内容参照 // // // // // // // // //

II 日常清掃（建物周辺の清掃）

1 玄関周り

作 業 対 象	作 業 項 目 及 び 作 業 内 容
ア. 床	除塵 洗浄 VIの作業内容参照

2 犬走り

作 業 対 象	作 業 項 目 及 び 作 業 内 容
ア. 床	拾い掃き VIの作業内容参照

3 構内通路

作 業 対 象	作 業 項 目 及 び 作 業 内 容
ア. 床	拾い掃き VIの作業内容参照

4 駐車場

作業対象	作業項目及び作業内容
ア. 床	拾い掃き VIの作業内容参照

5 塵芥置場

作業対象	作業項目及び作業内容
ア. 床	除塵 洗淨 VIの作業内容参照

III 定期清掃（建物内部の清掃）

1 玄関ホール

作業対象	作業項目及び作業内容
床の清掃	ア. 石材系床材 [1階自動ドア入口(南側・北側)] イ. 陶磁器系床材 [1階自動ドア入口内部(南側・北側)]
	IVの1-2及び、IVの2-2による。 IVの1-3及び、IVの2-3による。

2 事務室、図書室、和室

作業対象	作業項目及び作業内容
床の清掃	ア. 弾性床材 イ. カーペット床材 ウ. 畳
	IVの1-1及び、IVの2-1による。 IVの1-6及び、IVの2-6による。 IVの1-8及び、IVの2-8による。

3 研究室,陶芸室,料理室,第1・第2会議室,第1・第2・第3・第4講座室,音楽室,視聴覚室

作業対象	作業項目及び作業内容
床の清掃	ア. 弾性床材 イ. カーペット床材
	IVの1-1及び、IVの2-1による。 IVの1-6及び、IVの2-6による。

4 廊下・階段

作業対象	作業項目及び作業内容
床の清掃	ア. 弾性床材 イ. 陶磁器系床材
	IVの1-1及び、IVの2-1による。 IVの1-3及び、IVの2-3による。

5 エレベーターホール（エレベーター）

作業対象	作業項目及び作業内容
床の清掃	ア. 弾性床材 [1階] イ. 陶磁器系床材 [2・3階]
	IVの1-1及び、IVの2-1による。 IVの1-3及び、IVの2-3による。

6 湯沸し室

作業対象	作業項目及び作業内容
床の清掃	ア. 弾性床材
	IVの1-1及び、IVの2-1による。

7 便所・洗面所

作業対象	作業項目及び作業内容
床の清掃	ア. 陶磁器系床材
	IVの1-3及び、IVの2-3による。

8 文化会館（ピロティ・ホワイエ・ホール客席他）

作 業 対 象		作 業 項 目 及 び 作 業 内 容
床 の 清 掃	ア．弾性床材	Ⅳの1－1及び、Ⅳの2－1による。
	イ．陶磁器系床材	Ⅳの1－3及び、Ⅳの2－3による。
	ウ．カーペット床材	Ⅳの1－6及び、Ⅳの2－6による。

Ⅳ窓ガラスの清掃

清 掃 場 所	作 業 項 目 及 び 作 業 内 容
会館各入口ドア（1・2階・ホール） 会議室・講座室等窓	V 3 4、V 3 5及びⅧによる。